

# 青森県報

第四千三百十八号

平成二十九年  
六月三十日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………(市町村課) ……一
- 自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定(保健衛生課) ……二

### 公 告

- 平成二十八年度の行政文書の開示の状況の公表……………(総務学事課) ……二
- 平成二十八年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表……………(同) ……三
- 平成二十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表……………(環境保全課) ……四
- 特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表……………(漁港漁場整備課) ……六
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域民局) ……六
  - 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……六
- 青森県市町村職員共済組合公告……………(市町村課) ……七

## 告 示

### 青森県告示第四百九十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十九年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百七十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	試験期日	開始時刻	試 験 場														
平成二十九年七月一日から同年九月八日まで	平成二十九年九月二十二日(金)から同月二十九日(金)まで	受付後に通知	<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森市大字浪館字近野四五</td> <td>陸上自衛隊青森駐屯地</td> </tr> <tr> <td>弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七</td> <td>陸上自衛隊弘前駐屯地</td> </tr> <tr> <td>八戸市大字市川町字桔梗野官地</td> <td>陸上自衛隊八戸駐屯地</td> </tr> <tr> <td>五所川原市字一ツ谷五〇三の五</td> <td>五所川原市民学習情報センター</td> </tr> <tr> <td>三沢市大字三沢字後久保一二五の七</td> <td>航空自衛隊三沢基地</td> </tr> <tr> <td>むつ市大湊町四の一</td> <td>海上自衛隊大湊基地</td> </tr> </tbody> </table>	位 置	名 称	青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地	弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地	五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市民学習情報センター	三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地	むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地
位 置	名 称																
青森市大字浪館字近野四五	陸上自衛隊青森駐屯地																
弘前市大字原ヶ平字山中一八の一七	陸上自衛隊弘前駐屯地																
八戸市大字市川町字桔梗野官地	陸上自衛隊八戸駐屯地																
五所川原市字一ツ谷五〇三の五	五所川原市民学習情報センター																
三沢市大字三沢字後久保一二五の七	航空自衛隊三沢基地																
むつ市大湊町四の一	海上自衛隊大湊基地																

### 青森県告示第四百九十五号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の平成二十九年

第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十九年七月一日から同年九月八日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	位 置
平成二十九年九月二十二日（金）	受付後に	青森市大字浪館字近野四五 八戸市大字市川町字桔梗野官地 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 海上自衛隊大湊基地

青森県告示第四百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科	指定年月日

難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定	難病指定
小俣 高宏	成田 諭隆	乙供 大樹	江小野寺 信	成田 育代	三上 哲彦	浅利 享	松田 直
陸南保健医療センター	成田祥耕クリニック	おつとも脳神経クリニック	十和田市立中央病院	弘前大学医学部附属病院	十和田市立中央病院	弘前大学医学部附属病院	八戸市立市民病院
三戸郡南部町大字久井字白山八七の一	青森市中佃一丁目一の三〇	八戸市柏崎四丁目一四の四八	十和田市西十二番町一四の八	弘前市大字本町五三	十和田市西十二番町一四の八	弘前市大字本町五三	八戸市大字田向字毘沙門平一
内科	内科、消化器内科	脳神経外科	皮膚科	腎臓内科	消化器内科	整形外科	小児科
二九・六・三	二九・六・八	二九・六・六	二九・六・五	二九・五・三	二九・五・三	二九・五・二	平成二九・四・九

公 告

平成二十八年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第二十条の規定により、平成二十八年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処理の状況（件）			
		処 理 中	一 部 開 示	不 開 示	却 下 取 下 げ 検 討 中

知事	2,064 ( 21)	1,700 ( 13)	315 ( 8)	8	0	29	12
病院事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
議 会	10 ( 1)	4 ( 1)	6	0	0	0	0
教育委員会	52	44	6	2	0	0	0
選挙管理委員会	9	3	6	0	0	0	0
警 察 本 部 長	100	7	90	2	0	1	0
公立大学法人青森県立保健大学	1	1	0	0	0	0	0
青森県道路公社	2	1	1	0	0	0	0
計	2,242 ( 22)	1,764 ( 14)	424 ( 8)	12	0	30	12

注1 ( ) 内の数値は、前年度末に検討中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

2 不開示の計12件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは11件である。

2 行政文書の開示決定等についての行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる新行政不服審査法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て（以下「不服申立て」という。）の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認 容	一 認 部 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
1 ( 5)	0	0 ( 1)	0 ( 4)	0	1	0

注 ( ) 内の数値は、前年度末に審理中であつたものに係る件数であり、いずれも外数である。

(2) 不服申立てがあつた日から青森県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

不服申立てがあつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案  
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

3 行政文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為についての新行政不服審査法による審査請求（以下「審査請求」という。）の状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)					
	認 容	一 認 部 容	棄 却	却 下	取 下 げ	審 理 中
2	0	0	2	0	0	0

(2) 審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案  
審査請求があつた日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案は、なかつた。

(3) 審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案  
審査会からの答申書の配付があつた日から裁決を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかつた。

平成二十八年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第四十九条の規定により、平成二十八年度と同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十九年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

(1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況

イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関件数	処 理 の 状 況 (件)						
	開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	検討中	
知事	66	55	10	0	0	1	0
教育委員会	8	2	6	8	0	0	0
警察本部長	28	3	24	0	0	0	1
計	102	60	40	8	0	1	1

注 1 不開示の計 8 件中、開示請求に係る保有個人情報保有していないことを理由とするものは 4 件である。

2 1 件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関件数	件数
知事	34
病院事業管理者	34
教育委員会	9,151
人事委員会	77
警察本部長	140
公立大学法(青森立保健大学)	198
計	9,634

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況  
訂正請求は、なかった。

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況  
利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行政不服審査法」という。)附則第3条の規定により

なお従前の例によることとされる新行政不服審査法による改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て(以下「不服申立て」という。)の処理の状況

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ては、なかった。

(5) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての新行政不服審査法による審査請求(以下「審査請求」という。)の処理の状況

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、なかった。

(6) 苦情の申出の件数及びその処理の状況  
苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
9	9	0

(2) 事業者に対する勧告の件数  
事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数  
事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数  
事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

平成二十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)第十一条の規定により、平成二十八年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
- 1 事前協議 五百六十件
- 2 協議内容の変更の協議 十五件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	一五、八四九トン
汚泥	二六、四九九トン
廃油	九、二八九トン
廃酸	三、五七三トン
廃アルカリ	二、〇六六トン
廃プラスチック類	一五、〇〇七トン
木くず	九、九三七トン
動植物性残さ(食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物をいう。以下同じ。)	一、一四一トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	八三三トン
金属くず	一五五トン
ガラスくず等(ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずをいう。以下同じ。)	一、二三八トン
鉱さい	七、九二二トン

がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。以下同じ。)	一六、一一一トン
動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)	四、九四一トン
ばいじん(特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。)	一六八、八四八トン
感染性産業廃棄物	二、六六〇トン
廃石綿等	九九三トン
燃え殻及びばいじんの混合物	一八、二五二トン
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず等、鉱さい、がれき類及びばいじんの混合物	六、四八七トン
汚泥及び廃油の混合物	六、四九四トン
汚泥、廃プラスチック類及び金属くずの混合物	二一トン
汚泥及びガラスくず等の混合物	三二トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くずの混合物	一、〇九四トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	八、〇一〇トン
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びガラスくず等の混合物	二一七トン
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず及びガラスくず等の混合物	一トン
廃プラスチック類及び金属くずの混合物	三四六トン
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等の混合物	一、七二二トン
廃プラスチック類及びガラスくず等の混合物	六二六トン

金属くず、ガラスくず等及び鋳さいの混合物	五トン
合 計	三三三〇、三五九トン

三 協定の締結の件数

五百六十件

四 環境保全協力金の額

二千八百八十七万五千七百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）

不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十二項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
- 三 事業実施箇所機能の發揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社総建コンサルタント
- 二 代表者の氏名 中野渡格
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二番町一三の二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第五〇〇五六五号
- 五 取消年月日 平成二十九年六月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、建築工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年六月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

医療法人雄心会渡辺病院	〃 橋本一丁目七の四
医療法人雄心会近藤病院	〃 松原三丁目一三の二一
一般社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院	〃 大字浅虫字内野二七の二

を

一般社団法人青森精神医学研究所附属浅虫温泉病院	〃 大字浅虫字内野二七の二
-------------------------	---------------

に、

青森市立浪岡病院	〃 浪岡大字浪岡字平野一八〇
----------	----------------

を

青森市立浪岡病院	〃 浪岡大字浪岡字平野一八〇
医療法人雄心会青森新都市病院	〃 大字石江字高間一〇九の一八

に、

二の表中

住宅型有料老人ホーム桜美苑 岩木	〃 大字駒越字村元一二三の一
長生園	八戸市大字是川字犹森三三

を

長生園	八戸市大字是川字犹森三三
-----	--------------

に改める。

雑

報

青森県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法第二十二條第三項及び同法施行規程第六十七條の二並びに

青森県市町村職員共済組合法定款第五條の規定に基づき、平成二十八年度決算の要旨を公告する。

平成二十九年六月三十日

青森県市町村職員共済組合

理事長 工 藤 祐 直

平成28年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務 組合等	合計
10	22	8	32	72

2 組合員数、標準報酬の月額、標準期末手当等の額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	市町村長	特定消防	長期	市町村長長期	任意継続	合計
組合員数(人)	16,348	33	2,466	3	7	356	19,213
標準報酬の月額(百万円)	6,230	24	930	3	5	110	7,302
一人当たり平均標準報酬の月額(円)	381,066	718,788	377,170	1,250,000	735,714	308,871	380,073
標準期末手当等の額(百万円)	21,795	85	3,078	0	15	0	24,973

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	計
人員	22	4	1	3	3	1	34

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。(単位：千円)

経 理 科 目	(単位：千円)										
	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)											
負担金	5,739,435	14,598,603	795,050	187,684		204,862	165,002				
掛金・組合員保険料	5,832,431	9,245,837	795,041				159,451				
施設収入・商品売上								389,463			
連合会交付金						99,489	31			457	
組合員貸付金利息										109,771	
受託商品手数料											14,569
利息及び配当金					145,726	1,733	16,022	1,406	1,020,353	1,033	0
その他収入	555,753						15	46,516	108,474		49
他経理から繰入金						37,766		250,031			
前年度繰越支払準備金	918,966										
計	13,046,585	23,844,440	1,590,091	187,684	145,726	343,850	340,521	687,416	1,128,827	111,261	14,618
(支 出)											
給付金	5,934,026										
負担金払込金		14,598,603	795,050	187,684							
掛金・組合員保険料払込金		9,245,837	795,041								
役員給与						151,099	33,581	3,124	23,897	18,880	3,874
特定健康診査等費							17,705				
旅費・事務費						14,106	3,855	885	5,493	3,758	496
商品仕入								139			
飲食材料費								78,258			
委託費・委託管理費						3,207	1,131	270,495	82	82	36
支払利息					145,726			6,678	743,383	67,031	3,339
事務費負担金払込金						91,007					
前期高齢者納付金	2,466,509										
後期高齢者支援金	2,099,200										
老人保健拠出金	54										
退職者給付拠出金	121,341										
介護納付金	917,404										
連合会払込金	144,090									5,145	
連合会拠出金	520,523										
他経理へ繰入金	37,766						32		250,000		
その他支出	8,266					65,495	263,030	318,541	20,760	12,858	6,159
次年度繰越支払準備金	917,921										
計	13,167,100	23,844,440	1,590,091	187,684	145,726	324,914	319,334	678,120	1,043,615	107,754	13,904
差引当期利益金		0	0	0	0	18,936	21,187	9,296	85,212	3,507	714
差引当期損失金	120,515	0	0	0	0						
年度末支払準備金	917,921										
年度末資本剰余金							3,740	1,728,391			
年度末利益剰余金	460,215					181,628	1,425,970	277,176	17,371,849	1,329,119	405,538

青森市長一丁目一番一  
号

青森市第二問屋町三丁目番七  
七号

定価小口一枚二付十五円四十四銭

毎週月・水・金曜日発行